

工事区分表

	項目	本工事	別途工事	備考
建築	一時保護所棟の増築工事			
	渡り廊下の増築工事			
	増築棟の増築により既存棟に必要となる改修工事			例) 既存棟に延焼の恐れのある部分が発生したことによる建具改修等
	既存棟が寄宿舍として法適合するために既存棟に必要となる改修工事		○	設計時に監督員と協議した結果による
	家具・什器・備品設置(カーテンボックス、リネン室の棚、可動間仕切りを除く)			
	上記設置のための下地補強			監督員との協議による
	造り付け家具(カーテンボックス・リネン室の棚)			
	居室内物干し設備設置			
	ユニットバス			
	洗面カウンター、シンク等			
	無断外出・奪還防止策			
	渡り廊下を經由し既存棟から増築棟へ往来する経路の段差解消工事等			
	消火器ボックス			
	消火器			
その他、受注者の提案により設置するもの			監督員との協議による	
電気	キュービクル改修及び1次側幹線敷設			
	電力会社との手続き	○		工事完了時の切り替え含む
	分電盤	○		
	各機器への給電(冷暖房設備、換気設備等)	○		
	照明設備(建築基準法含む)	○		屋外照明灯含む
	コンセント	○		
	火災報知設備(児童相談所及び既存一時保護所との連動含む)	○		
	テレビ共聴設備	○		
	時計		○	
	放送設備(児童相談所及び既存一時保護所との連動含む)	○		
	構内情報設備 市政ネットワーク		○	
	構内情報設備 一般ネットワーク			
	機械警備		○	
	構内情報設備及び機械警備、電話設備の配管	○		
ITV設備	○		既設ITVの取外再取付	
仮設工事	○			
機械	冷暖房設備			
	換気設備(換気扇、全熱交換器、ダクト等)			
	衛生器具(洗面器・鏡・洗濯機パン・水栓・便器等)			
	給湯設備			
	屋内給排水・ガス配管			
	敷地内給排水・ガス配管・雨水配管			
	都市ガス引込			
	本工事で設置するユニットバスへの給排水・給湯接続			
	本工事で設置するユニットバスの換気設備へのダクト接続			
	その他、受注者の提案により設置するもの			監督員との協議による
外構	敷地内の雨水流出抑制対策工事			
	既存雨水樹と上記雨水流出抑制対策工事にて整備される樹への雨水配管の接続			
	施工にあたり支障となる外構施設の撤去工事			
	フェンス設置工事			
	舗装工事			
	照明柱復旧			
その他、受注者の提案により設置するもの				